



第9号 平成24年2月15日発行

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス 2 階) ☎&Fax 047-710-7045  
船橋法典駅下車徒歩 8 分 / IP 電話 050-3496-9981 / mail : qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

### [わかりやすい成年後見制度]第三回(全六回)

社会福祉士・うえるかむ理事 小藤武樹氏

皆さんこんにちは。さて、第1回、第2回で、成年後見制度とは「判断に不安を感じる方」にとっては願ったり適ったりで、とても「よい制度」と申しました。しかし、「いい話には裏がある」と言います。皆さんも「何か裏・からくりがあるのでは」と“お疑い”ではありませんか。今回はその裏に焦点を当ててみます。

日本では自由がしっかり保障されています。この国では社会正義に反しない限り、誰もがどのような約束・契約も自由に結ぶことができます。お金を払えば、気に入った場所に住み、欲しいものを買ひ、美味しいものを食べ、好きなところへ旅行し、好きな映画を観ることができます。国家権力もこの権利・自由を冒すことはできません。しかし、成年後見制度では、この“冒されない”はずの権利・自由が制限され、侵害されるのです。話はそれますが、失敗するのも“その人の勝手”のはずです。「失敗から学ぶことも多い」と申します。要は、誰にも失敗する権利があるのです。しかし、成年後見制度では合理的に損得だけを判断します。杓子定規に良し悪しを決めます。その結果、本人の意思が無視されることもあります。成年後見制度は使い方によっては“薬”にも“毒”にもなるのです。利用者が“その人らしく生きる”には成年後見制度を上手く活用しなければなりません。

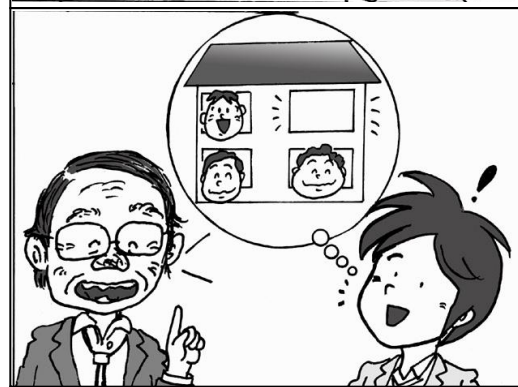
“後見”類型では選挙権さえも剥奪され、先進国からは「日本は被成年後見人(本人)の人権を侵害している」と厳しく非難され、現在“権利侵害に焦点を当てた”成年後見制度の見直しが進められています。皆様は見ず知らずの“第三者成年後見人”を信用できますか。心配ですね。その点は心配無用です。家裁あるいは家裁の指定した後見監督人が成年後見人を「本人の利益に反することをしていないか」監督しています。さて、親族が成年後見人ならば、報酬を払わなくて済みますが、第三者である専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)ですと、相当額の報酬を支払わねばなりません。報酬額は家庭裁判所が本人の支払い能力を考慮し、“終わった分”に対して決めます。いわゆる後決め、後払い方式です。その額は事前に分かりませんから、成年後見人受任を“生業”とする者には収入の見通しが立たないこととなります。他方、生活困窮者にはわずかな支払いであれ、痛手です。その場合は、NPO法人に“法人後見人”をお願いするか、行政の支援策(成年後見制度利用支援事業)を利用することをお勧めします。次回四回へ続く…。

### 権利擁護漫画 ウエルちゃん

原案・赤津&原画・武藤

#### No.4「アキラさんの暮らしの巻」

No.3「親心の記録」の続き…



①おばさんが「今夜からいぼろくつちに泊まりなさい。」と言いました。

②「ちよじごーく空いてるから、グループホームに入れるようにしましよ。」と、支援者。アキラさんが想像します。

③「早速、後見の手続き(申立)をしましよ。ホーム利用の契約に必要です。」と、戸籍謄本を手に取る小藤さん。

④アキラさん、小藤さん、おばさんと家裁の門を入ります。



## 「うえるかむ」に顧問弁護士さん決定！

岩田康孝弁護士さんが今年1月からお力を貸して下さることになりました。

岩田康孝氏は千葉市中央にある石川法律事務所でご活躍ですが、社会福祉士小藤武樹氏のご紹介で決まりました。なかばボランティアでお引き受けいただきました。力強い限りです。皆様のご相談お待ちしております。

### 「親の立場で障害者虐待防止法」施行の日を待ちながら～

本来なら、このような法律は“不要”であって欲しいと思っています。なぜ、虐待は止まないのでしょうか。

児童虐待はおもに親(または親に代わる人)が加害者。虐待された子どもは、虐待した親から逃げようともせず、むしろ親を庇う様子を見せると言います。「僕が悪い子だから。いい子になれば殴られない」と。なんといたいけな言葉でしょう。高齢者虐待もきっとそうです。「私が生んだ子が悪いことをするはずがない。私がいけないの」と我が子を信じて言うでしょう。

障害のある本人たちもそうです。「ここしか行く所がない」と、これ以上苦しくないように身を縮めて、隅っこに逃げて嵐の過ぎ去るのを待つでしょう。虐待される側は弱い立場の人たちですが、やはり悪いのは自分と…。やがてその本人が自傷他害行為などを繰り返すようになることも少なくありません。児童なら大人になったときに弱い人への虐待を繰り返す世代間連鎖に。知的障害者も“乱暴・他害の傾向”とレッテルを貼られてしまいます。虐待する側の親等(養護者)や福祉職従事者などにもそれなりの事情、訳があるでしょう。自傷、他害の傾向がある方を放ってはおけません。人手不足だったり、他の人に危害が及びそうなときは押さえつけ、隔離したりするのはやむを得ない?でも、暴力でなく、わかりやすい言葉で伝え、優しく接して欲しいと思います。障害者虐待防止法は“通報(通告)”と“虐待する側の精神的、人的支援”に力が注がれています。早期発見し“予防”が目的だということ

法律の**目的**はこちら

千葉県広域相談専門員  
社会福祉士 PACガーディアンズ所属  
「うえるかむ」理事  
詳細は2月中にご案内いたします。  
申し込み不要です。



「うえるかむ」の報告・今後の計画・予定  
春よこいフェスティバルは楽しい一日となりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。  
\* 3月30日(金) 講演  
「子ども達の未来の幸せを願って」～親心の記録…～  
講師 野口友子氏

### 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の概要

#### 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することがきわめて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。 定義などは次回に。



困りごと  
何でも相談！

船橋市手をつなぐ育成会

連携しています

NPO法人うえるかむ権利擁護  
サポートセンター船橋

相談室毎週火曜日と  
金曜日 10:00～15:00  
電話 047-710-7046 又は 090-1217-3003 へ  
どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい内容によっては弁護士や社会福祉士が伺います。

NPO法人PACガーディアンズ  
船橋市成年後見支援センター

センター長 小川裕二氏 (社会福祉士)  
お問合せは (TEL) 047-407-4441  
Eメール info@pacg.jp  
JRまたは京成線 船橋駅 下車4分

成年後見制度等  
に関するご相談！